

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 題名

この法律の題名を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」から「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改めるものとする。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「道路整備事業」とは、次に掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに災害復旧事業をいうものとする。

イ 高速自動車国道

ロ 一般国道

ハ 都道府県道又は市町村道であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「揮発油税等の収入額の予算額」とは一会計年度の揮発油税の収入額の予算額の全

額に相当する金額及び当該会計年度の石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額をいうものとし、「揮発油税等の収入額の決算額」とは一会計年度の揮発油税の収入額の決算額の全額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額をいうものとする
こと。

3 この法律において「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、高速道路株式会社（以下「会社」という。）が行うものをいうものとする
こと。

イ 高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの
ロ 高速道路の区間を限つた高速道路料金の額の設定であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

（第二条関係）

1 政府は、平成二十年度以降十箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬものとする。ただし、その金額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、当該超える金額については、この限りでないものとする。

イ 当該年度の揮発油税等の収入額の予算額

ロ 当該年度の前年度以前で平成二十年度以降の各年度の揮発油税等の収入額の決算額（当該年度の前年度については、揮発油税等の収入額の予算額）の合計額が当該各年度の道路整備費の決算額（当該年度の前年度については、道路整備費の予算額）の合計額を超えるときは、当該超える額

2 政府は、平成二十九年度末における1のイ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、平成三十年度以降の各年度の道路整備費の予算額の合計額が当該超える額に相当する金額に達するまでの間、毎年度、当該超える額の全部又は一部に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬものとする。

3 政府は、1の措置を講じてもなお道路整備費の財源に不足を生ずると認められるときは、1のほか、平成二十年度以降十箇年間は、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ず

るものとする。

4 国土交通大臣は、1及び3の措置を講じて平成二十年度以降十箇年間に行うべき道路整備事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならないものとする。

5 国土交通大臣は、4の閣議の決定後五年を目途として、社会経済情勢の変化を勘案し、4の道路整備事業の量について検討を加え、必要があると認めるときは、当該道路整備事業の量の変更の案を作成するものとする。

(第三条関係)

四 国の負担又は補助の割合の特例

平成二十年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合について、道路法及び土地区画整理法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができるものとする。

(第四条関係)

五 地方道路整備臨時交付金

国は、地方公共団体に対し、平成二十年度以降十箇年間は、毎年度、二10及びハの舗装その他の改築又は修繕に関する事業であつて、一定の基準に適合するものうち、当該十箇年間に実施する必要があると認められる事業（以下「交付金対象事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、地方道路整備臨時交付金を交付するものとする。

（第五条関係）

六 地方道路整備臨時貸付金

1 国は、都道府県又は指定都市に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における当該都道府県又は指定都市の負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができるものとする。

2 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる事業に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができるものとする。

イ 当該地方公共団体が行う一般国道の新設又は改築に関する事業

ロ 当該地方公共団体が国の補助を受けて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する事業

ハ 当該地方公共団体が地方道路整備臨時交付金の交付を受けて行う交付金対象事業

3 1及び2による貸付金（以下「地方道路整備臨時貸付金」という。）の貸付けの決定は、平成二十五年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

4 地方道路整備臨時貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とすること。

5 4のほか、地方道路整備臨時貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

（第六条関係）

七 高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等

1 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業の実施のために必要となる高速道路貸付料の額の減額を機構が行うこととした場合における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「機構法」という。）第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図る

ため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で当該計画に定められたものを、一般会計において承継するものとする。

イ 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（承継日以前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務

ロ 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び道路債券等（以下「機構債券等」という。）に係る債務（承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）

2 機構及び会社は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法の規定に基づき管理を行っている高速道路に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。

イ 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項

ロ イの高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項

ハ 機構がロの高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号

及び第三号の業務の确实かつ円滑な実施のため、1の措置によりその負担の軽減を図ることが必要となる機構債務

二 計画期間

ホ その他国土交通省令で定める事項

3 機構及び会社は、2の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

4 国土交通大臣は、2の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることが出来るものとする。

イ 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることによる通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

ロ 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

ハ 当該計画の実施による機構債務の負担の軽減が機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確
実かつ円滑な実施のために必要かつ最小限のものであると認められること。

ニ 機構及び会社が当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更につ
いて合意をしていることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

5 国土交通大臣は、同意をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないもの
とすること。

6 機構及び会社は、国土交通大臣の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならないもの
とすること。

7 機構及び会社は2の計画を変更しようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ
ならないものとする。

8 政府が承継した機構債券等について、国債に関する法令の適用その他所要の規定を設けること。

(第七条及び第八条並びに附則第三項から第六項まで関係)

1 この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

2 地方道路整備臨時交付金及び地方道路整備臨時貸付金に係る社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定等の経理に関して、特別会計に関する法律について所要の措置を定めるものとする。

(附則関係)

九 その他所要の改正を行うものとする。